

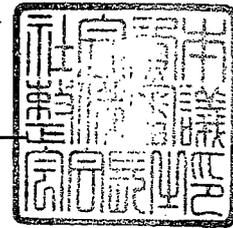
「道路関係四公団の民営化後の新しい  
課題に対応した有料道路事業のあり方」  
について（諮問）

国社整審第1号  
平成18年6月1日

道路分科会

会長 小枝 至 殿

社会資本整備審議会  
会長 森下 洋



「道路関係四公団の民営化後の新しい課題に対応した有料道路事業のあり方」について

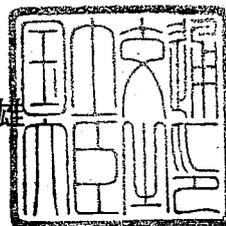
平成18年6月1日付国道総第313号により、当審議会に諮問された「道路関係四公団の民営化後の新しい課題に対応した有料道路事業のあり方」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。



国道総第313号  
平成18年6月1日

社会資本整備審議会  
会長 森下 洋一 殿

国土交通大臣 北側 一雄



下記事項について、社会資本整備審議会の御意見を承りたく、諮問いたします。

記

「道路関係四公団の民営化後の新しい課題に対応した有料道路事業のあり方」  
について

## 諮問理由

有料道路事業については、道路関係四公団の民営化関連法に基づき、新たに設立された6つの民営化会社と日本高速道路・債務返済機構により高速道路の建設・管理や債務返済等が行われる仕組みが構築され、本年4月から本格的な民営化がスタートしたところである。

しかしながら、引き続き、より公平性の観点に立った料金体系への移行、ETCの全面的な普及促進、高速道路の利便性の向上、更には高速道路の適切な管理水準の確保など、有料道路事業には解決すべき課題がまだまだ残されている状況にある。

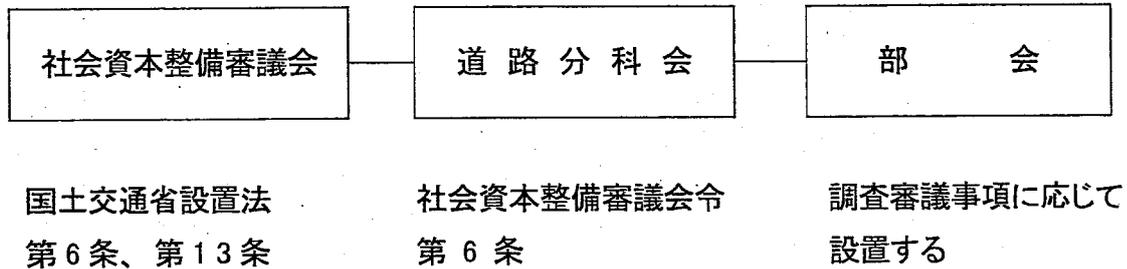
以上のような認識を踏まえ、これまでの有料道路の経済・社会・国民生活に果たしてきた役割や諸課題などを真摯に評価した上で、今後の有料道路事業のあり方について、柔軟かつ大胆な発想をもって、そのあり方を幅広く検討することが必要である。

## 部会の設置について(案)

(根拠法令) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)

社会資本整備審議会令(平成12年6月7日政令第299号)

### 1. 組織図



### 2. 設置する部会

当面、次の部会を設置する。

#### ○有料道路部会

今後の有料制度のあり方に関する事項について調査審議する。